

市債権の放棄について（福祉局関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第 16 条に基づき債権放棄を行った債権は下記のとおり。

〔令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月実施分〕

会計 区分	債権の名称	法的 区分	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 [条例第 16 条該当号]
一般	同和更生資金貸付金	私債権	5	168,716 円	1 号
一般	老人福祉電話貸与に伴う 電話回線利用料の 立替払い費用に係る償還金	私債権	143	277,186 円	1 号
一般	身体障害者更生資金貸付金	私債権	1	1,118,993 円	1 号
一般	要保護者緊急援護貸付金	私債権	1	28,000 円	1 号
一般	被保護者等緊急援護資金貸付金	私債権	27	384,100 円	1 号
一般	被保護者等緊急援護資金貸付金	私債権	1	117,240 円	2 号
合計			178	2,094,235 円	

〔参考〕 神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）
（放棄）

第 16 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。